

## 農作物共済

| 年     | 主な制度改正・災害等                                  |
|-------|---|
| 昭和22年 | 農業災害補償法公布                                   |
|       | 22年産水稻(23年産麦)から適用                           |
|       | 一筆方式の3割超過被害が対象でスタート                         |
| 昭和38年 | 農業災害補償法の一部改正                                |
|       | 当然加入基準の引き上げ                                 |
|       | 料率の設定を県単位から組合単位へ                            |
|       | 病虫害事故除外制度の導入                                |
| 昭和41年 | 7. 17の集中豪雨で水害                               |
|       | 水稻共済で支払共済金約8億円                              |
| 昭和42年 | 8. 28の集中豪雨で水害(羽越水害)                         |
|       | 水稻共済で支払共済金約12億円                             |
| 昭和46年 | 農業災害補償法の一部改正                                |
|       | 組合の選択による農家単位(半相殺)の実施が可能                     |
| 昭和51年 | 農業災害補償法の一部改正                                |
|       | 地域指定による全相殺農家単位の導入                           |
|       | 低温、少照、多雨の年で冷害、いもち病多発                        |
|       | 水稻共済で支払共済金約16億円                             |
| 昭和55年 | 7月以降低温、寡照、山間地でいもち病が多発生、高冷地で冷害               |
|       | 水稻共済で支払共済金約10億円                             |
| 昭和57年 | 台風10号のフェーン風、台風18号の豪雨被害                      |
|       | 水稻共済で支払共済金約13億円                             |
| 平成4年  | 天候に恵まれ新潟県の作況指数は104「やや良」                     |
|       | 水稻共済で支払共済金約600万円(過去最低額)                     |
| 平成5年  | 農業災害補償法の一部改正                                |
|       | 法人格を持たない組織(農業共済資格団体)の加入が可能                  |
|       | 全相殺(個人全相)の加入拡大                              |
|       | 全国的な大冷害、新潟県の作況指数89「著しい不良」                   |
| 平成11年 | 水稻共済で支払共済金約24億円                             |
|       | 農業災害補償法の一部改正                                |
| 平成15年 | 一筆、半相殺方式の支払開始損害割合の特例開始                      |
|       | (一筆方式は2割超過被害からの支払い)                         |
|       | 実測調査要領の一部改正                                 |
|       | 水稻の収量とする基準(縦目篩の網目)が1.7mmから1.8mmへ            |
| 平成16年 | 農業災害補償法の一部改正                                |
|       | 引受方式、補償割合の農家選択拡大                            |
| 平成22年 | 水稻品質方式の導入                                   |
|       | 7. 13中越水害、相次ぐ台風(15号、16号、18号等)襲来による被害        |
| 平成23年 | 水稻共済で支払共済金約27億円(過去最高額)                      |
|       | 水稻登熟期の記録的な高温、少雨による品質低下被害                    |
| 平成27年 | うるち米1等級比率が過去最低の21%(水稻共済品質方式で支払共済金約4億円)      |
|       | 「平成23年7月新潟・福島豪雨」による水害                       |
| 平成28年 | 水稻共済で支払共済金約8億円                              |
|       | 8. 25～26日の台風15号(風害)、9. 9～10日の台風18号(水害)による被害 |
| 平成30年 | 下越北地帯の作付指数91「不良」                            |
|       | 水稻共済で支払共済金約11億円                             |
| 平成30年 | 天候に恵まれ新潟県内の作況指数は、全国で最も高い108「良」              |
|       | 農業保険法施行                                     |
| 平成30年 | 当然加入制から任意加入制へ移行、地域インデックス方式、一筆半損特約の導入        |